

新旧対照表

○神奈川県青少年保護育成条例施行規則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(_____藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、<u>真鶴町</u>及び湯河原町の区域における事務(第1号から第3号までに掲げる事務に限る。)を除く。)のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、地域県政総合センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町及び湯河原町の区域における事務(第1号から第3号までに掲げる事務に限る。)を除く。)のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、地域県政総合センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p>